

令和 7 年度下半期堅田駅前観光案内所管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 7 年度下半期堅田駅前観光案内所管理運営業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度下半期堅田駅前観光案内所管理運営業務

(2) 業務内容

別添「令和 7 年度下半期堅田駅前観光案内所管理運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 予算額

委託料の上限は、2,432,500 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和 7 年	6 月	2 日（月）	公募開始（公告及び本市ホームページ）
令和 7 年	6 月	6 日（金）	質疑提出締切
令和 7 年	6 月 13 日（金）		質疑に対する回答
令和 7 年	6 月 18 日（水）		参加申込み締切
令和 7 年	6 月 27 日（金）		参加資格審査結果通知
令和 7 年	7 月	2 日（水）	企画提案書等の提出締切
令和 7 年	7 月	8 日（火）	（応募者多数の場合）書類審査結果通知
			企画提案に係るプレゼンテーション開催通知
令和 7 年	7 月 16 日（水）		企画提案に係るプレゼンテーション

6 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 観光関連事業の実績を有する者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

- 質問書（様式は末尾に添付）を作成し、電子メールにて提出すること。
- ※メールの件名の冒頭を「【プロポーザル質問、(会社名)】】」とすること。
- ※メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。
- ※電話又は口頭、FAX及び郵送による質問は受け付けない。

(2) 期限

- 令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）
- ※期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

- 大津市産業観光部観光振興課（担当：穴田、川合）
- otsu1604@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

- 本市ホームページに掲載する。（回答予定日：6月13日（金））

8 参加申込の手続

(1) 提出書類

- プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭

和40年規則第35号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

- (ア) 参加申込書(様式1) 1部
- (イ) 誓約書(様式2) 1部
- (ウ) 法人等概要(様式3) 1部
- (エ) 会社案内(パンフレット等) 1部
- (オ) 類似業務及び観光関連事業実績書(様式4) 1部
- (カ) 大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
 - a 直近年度の市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。))及び消費税の納税証明書(写し可)
 - b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(写し可)及び役員名簿(様式5)、個人の場合にあっては身分証明書の写し

イ 企画提案に係る提出書類

- (ア) 企画提案書 正本1部、副本7部
※副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。
- (イ) 見積書(様式は問わない。) 1部
※見積額及びその内訳については、当該業務に係る項目毎に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。
- (ウ) 審査基準対照表(様式は問わない。) 1部
※本要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

(2) 提出期限

ア 参加申込に係る提出書類

令和7年6月18日(水)午後5時まで

イ 企画提案に係る提出書類

令和7年7月2日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市産業観光部観光振興課(担当:穴田、川合)

9 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

別紙の仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。

- ア 事業所等の概要
- イ 業務の実施体制（業務に携わる人員）
- ウ 仕様書「2 業務の目的」を踏まえた上で、「4 業務内容」に沿った企画提案
- エ 見積書
- オ 類似業務及び観光関連事業の実績

(2) 様式等

- ア 書式は問わない。文章の補充のために、写真、イラスト、図表等を用いることも可とする。
- イ 規格はA4サイズとする。
- ウ 提案内容については使用枚数を自由とする。
- エ 企画提案書は、左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。

(3) 記載要領及び留意点

ア 事業者情報について

提出する企画提案書のうち、副本7部については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

イ 業務の実施体制について

実質的な従事者について記載すること。

ウ 提案内容について

(ア) 提案概要

- a 観光案内所施設の運営
- b 案内所利用者及び電話による問合せに対する観光案内
- c 観光情報の提供及び発信
- d 外国人に対する観光案内
- e 案内所利用者の満足度を高めるための取組
- f 地域観光事業者等との連携による観光情報の収集・発信
- g その他、観光振興に資するサービスの提供や事業

(イ) 積算区分（委託料に含むもの）

- a 人件費（賃金・通勤手当等諸手当・社会保険料等（雇用保険料、労災保険料等も含む））

※ 住宅手当、賞与等の臨時的な支払い（受託者の社内規定において労働者に対する支給が義務づけられている場合を除く）、任意の損害保険料、生命保険料等は含まないこと。

- b 消耗品費
- c 印刷製本費
- d 通信運搬費（パンフレットの送料）
- e 地域の観光協会等の各種団体との連携にかかる経費
- f 案内所内備品類の保守、修繕にかかる経費
- g その他の経費（損害保険料、機器備品類のレンタル料、リース料等）

※ 留意事項

積算にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市観光案内所管理運営業務プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 応募者が5者以上である場合は、提出書類を基に書類審査を行い、次号の企画提案に係るプレゼンテーションの参加対象者を4者程度に選抜する。書類審査の結果は、全ての応募者に通知する。

- (2) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和7年7月16日（水）

イ 実施場所 大津市役所別館3階 産業観光部大会議室

※詳細な時間は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

ウ 提案時間 20分以内

エ 質疑応答 15分程度

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

- (3) 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。

下記の項目を基本に審査を実施する。

ア 組織評価

a 業務遂行能力（重点項目）

- ・本業務と類似業務を受注した実績があるか

b 実施体制（最重点項目）

- ・実施体制（人員配置）が明確に示され、実現性があるか
- ・円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか

イ 提案内容評価

a 業務の理解度（最重点項目）

- ・業務の趣旨、目的を理解した上で、実現性の高い提案となっているか

b 情報発信（重点項目）

- ・SNS等を活用した情報発信について、ターゲット層の選定や投稿内容など、より具体的な提案となっているか
- ・情報提供について、適時適切な提供手法が提案されているか

c 満足度向上に向けた取組（重点項目）

- ・来訪者の満足度向上が期待できる具体的な提案となっているか

- ・通年で提供できる取組となっているか

ウ 価格要件について

a 見積額に基づく評価

1 1 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和7年7月25日（金）予定

(3) 契約交渉

総合評価点が最も高い者を受託候補者とする。

委託契約は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとし、翌年度以後については、業務の履行実績の評価を行い、良好であり継続して委託することが妥当と判断した場合は、契約期間を1年間として、1回を上限として当該年度の予算額の範囲で引き続き契約を行うこととする。

なお、令和9年4月1日から令和9年9月30日までの間の委託契約については、観光案内所の運営手法の検討状況や社会情勢により、半年を1契約期間として当該年度の予算額の範囲で引き続き契約を行うことがある。

1 2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 3 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 提案書等に関する条件

(1) 委託料等に関する条件

ア 令和8年度以降について

令和8年度以降の委託料については、案内所の開所日数、利用者の満足度を高める

ための企画事業の変更等により、令和7年度の委託料から増減する。

この場合、大津市の当該年度の積算額に《令和7年度受託事業者見積額／令和7年度委託料上限額》の率を乗じた額を当該年度の委託料とする。

ただし、当該年度当初予算の議決を要することから、予算の減額等により変更となる場合がある。

(2) 業務期間開始までに準備すべき内容

ア 業務の遂行に必要な物品等の調達、確保について

受託事業者は、観光案内所管理運営業務を行うのに必要な物品等を必要数調達又は確保すること。

1.5 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

1.6 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取り消すことがある。この場合において、本件プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議の申し立て

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) （参考）令和6年度堅田駅前観光案内所の利用状況について

年間利用者数（令和6年度実績） 14,758人（うち外国人1,311人）

1.7 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市産業観光部観光振興課

TEL：077-528-2756（直通）

Mail：otsu1604@city.otsu.lg.jp

質 問 書

令和 7 年 月 日

(宛先)

大津市長

(産業観光部 観光振興課宛)

商号又は名称

担 当 者 氏 名

T E L

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 令和7年度下半期堅田駅前観光案内所管理運営業務

	質問内容	資料名及び ページ番号
1		
2		
3		
4		
5		

- ・ 質問の受付締め切りは、令和7年6月6日（金）です。
- ・ この様式に必要事項を記入のうえ、電子メールにて提出してください。
- ・ 電子メール送信後、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認してください。
産業観光部観光振興課（077-528-2756）
- ・ 質問に対する回答（質問回答書）は、市ホームページに掲載します。
- ・ 質問がない場合は、送信していただく必要はありません。